



警察本部からのお知らせ

カーテン等使用車両に対する取締りを開始します



運転席・助手席 の窓ガラスをカーテン
やサンシェード等で覆うことは

道路交通法違反 です！！

走行中の車両のフロントガラス、運転席・助手席の窓
ガラスを覆うことは、
道路交通法第55条第2項（乗車積載方法）
の違反に該当します。

反則金額	大型・中型車	7,000円
	普通車	6,000円
点数		1点

運転席からの視野を妨げた状態で運転することは、安全確認の障害となり、思わぬ事故を引き起こす危険性があります。

クリアな視界を確保して、安全運転をよろしく願います。



- × カーテン
- × サンシェード
- × タオル
- × スーツ

などで、運転者の視野を妨げてはいけません。

注意！！
後部席の窓を除く。

沖縄県警察